

政令第三百九十号

行政不服審査法の施行期日を定める政令

内閣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政不服審査法の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

理由

行政不服審査法の施行期日を定める必要があるからである。